

第2章 災害予防計画

第1節 治水対策推進計画

第1 河川水路等整備計画

この計画は、水害による災害を予防するため必要な河川の改良整備に関する計画である。

〔実施担当機関：北播磨県民局加東土木事務所、加西市都市整備部土木課〕

- 1 一級河川改修事業（加東土木事務所）
河川流域を水害等から防禦するため必要な築堤、護岸工事等を早急に完了するものとする。
- 2 河川改良事業（加西市）
本市の支弁河川の大半は、原始的蛇行河川であり、そのため緊急を要する河川より改良、維持及び改修を実施する。
- 3 水路整備事業（加西市）
排水路の整備については、下水道雨水排水計画等に基づき災害時の排水対策も十分配慮して順次実施する。
- 4 河川改良状況（資料編 表-1 P1）

第2 下水道防災整備計画

ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要構造物は、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については、清掃、しゅんせつ、補修及び改良に努め、風水害等による機能の麻痺を最小限にとどめる。

(1) 事業計画

- ① 処理場・ポンプ場施設等
電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。
- ② 管路施設
定期的にパトロールを実施する等、常時保守点検に努め、機能保全を図る。
- ③ 雨水排除
雨水排除については、浸水発生の恐れのある地区を中心に雨水幹線の整備を推進する。
また、地域内の排水については、地域の実情を勘案しながら、排水路等の計画的な整備を推進する。

第3 雨水流出制御施策の推進

集中豪雨等洪水時の河川への流出軽減を図るため、引き続き調節地の整備に努める。

また、市道の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、可能な限り雨水対策に配慮する。

第4 災害対策拠点、防災拠点の指定・整備

- 1 災害対策拠点の設備整備の考え方
市は、庁舎、避難所等災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機や水・食糧等の常備などの対策を講じるとともに、庁舎の被災による通信手段や重要なデータの喪失に備え、衛星携帯電話の装備や近隣の他の施設の利用、データのバックアップ対策等も検討しておくこととする。
- 2 災害対策拠点の整備・運用
市は、災害対策本部機能や通信機能を維持するために、災害対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認するとともに、本庁舎が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討することとする。
- 3 地域防災拠点の指定
加西市防災センターを地域防災拠点に指定し、自主防災組織の普及・育成拠点、防災活動について訓練・教育拠点、広域避難場所、物資・復旧資機材の備蓄施設等として位置づける。

4 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

各地区の小・中学校等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定し、周辺住民の避難場所として位置づける。

5 広域避難場所の指定

加西市防災センター、丸山総合公園（市民グラウンド含む。）、アラジンスタジアム（加西球場）、いこいの村はりま、玉丘史跡公園、鶉野飛行場跡地、青野運動公苑及びイオン加西北条店駐車場を広域避難場所に指定し、物資備蓄基地、仮設住宅建設用地等として位置づける。

6 避難場所の整備、充実、PR

各避難場所においては、避難場所周囲の植樹、飲料水兼用貯水槽の設置、避難場所内建築物の不燃化・耐震化、ヘリポートの設置等、各避難場所の位置づけに応じた施設の整備、充実に努めるとともに、障がい者や高齢者等災害時要援護者にもやさしい工法の採用に努める。また、避難場所であることの看板の設置等PRに努める。市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるように、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携を図る。また、市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等の検討に努めるものとする。

【指定緊急避難場所】

名 称	所 在 地	T E L	名 称	所 在 地	T E L
北条小学校	北条町北条 1274	42-0062	泉小学校	殿原町 54	44-0029
北条東小学校	北条町西高室 595-2	42-5052	北条中学校	北条町北条 618	42-6300
富田小学校	窪田町 22	42-0262	善防中学校	両月町 484-2	48-2188
賀茂小学校	福住町 840	46-0010	加西中学校	上宮木町 524	49-0200
下里小学校	西笠原町 172-1	48-2009	泉中学校	満久町 685-11	45-0151
九会小学校	中野町 5	49-0009	北条高等学校	段下町 847-5	48-2311
富合小学校	別府町 2664-2	47-0006	播磨農業高等学校	北条町東高室 1236-1	42-1050
宇仁小学校	田谷町 784	45-0017	北部公民館	満久町 233-10	45-0103
日吉小学校	和泉町 56	45-0019	南部公民館	上宮木町 524-2	49-0041
西在田小学校	上道山町 47-1	44-0049	善防公民館	戸田井町 388-10	48-2643

○ 整備内容

年次計画をたてながら、計画的に整備を進めるとともに、県立高等学校については、防災拠点としての施設整備について要望する。

- ・周囲の植樹
- ・飲料水兼用貯水槽の設置
- ・建築物の不燃化、耐震化
- ・案内看板の設置
- ・その他

【広域避難場所】

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ○ 加西市防災センター | ○ 丸山総合公園（市民グラウンド含む） |
| ○ アラジンスタジアム（加西球場） | ○ いこいの村はりま |
| ○ 鶉野飛行場跡地 | ○ 玉丘史跡公園 |
| | ○ 青野運動公苑 |
| | ○ イオン加西北条店 駐車場 |

○ 整備内容

年次計画をたてながら、計画的に整備を進める。

- ・ヘリポートの設置
- ・物資備蓄基地
- ・仮設住宅建設用
- ・その他

第2節 重要施設被害軽減計画

第1 道路防災計画

1 県・市道の整備計画

(1) 道路の舗装等

降雨による路面の上流を防止するとともに、河川沿いの道路については浸食を防止するため、舗装、擁壁工等を施工し交通の確保を図る。

- (2) 崩土及び落石防止
降雨による崩壊を防止するため土留、擁壁、防止網、モルタル吹付等を行う。
 - (3) 橋梁の架替え
防災上、十分な安全性を確保するため、老朽化の著しい橋梁の架替え整備を推進する。
- 2 予防計画
- (1) 平常時から計画的、効率的に道路の点検を行い、異常の早期発見に努める。
 - (2) 長雨・豪雨・台風等の異常気象時には、地すべり・山地崩壊・落石危険個所を重点的にパトロールし、異常の早期発見、早期復旧に努める。
- 3 中国自動車道
- (1) 平常時から計画的、効率的に道路の点検を行い、異常の早期発見、早期補修に努める。
 - (2) 長雨・豪雨・台風等の異常気象時には、危険個所を、重点的にパトロールを行い、異常の早期発見、早期復旧に努める。

第2 電力施設対策計画

- 1 災害発生の予知について气象台等との連携を密にするほか、次の手段によりの確な情報の入手に努める。
- (1) 気象用レーダーによる気象情報の把握
 - (2) ロボット雨量計による雨量情報の把握
- 2 災害発生の予防について恒久的設備計画及び応急対策計画に関し、次の対策を推進する。
- (1) 台風、集中豪雨対策
 - ① 送電設備
主要幹線に関する鉄塔等の基礎調査と補強の推進
 - ② 配電設備
電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分配慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。
 - (2) 落雷対策
 - ① 変電設備
 - ア 耐雷遮へい、避雷器の重点配置、定期更新実施
 - イ 重要系統保護継電装置の強化
 - ② 送電設備
雷害対策工事による設備強化
 - ③ 配電設備
襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。
 - (3) 雪害対策
 - ① 送電設備
小規模送電線の雪害対策の実施及び鉄道横断等重点箇所の対策強化
 - ② 配電設備
難着雪電線の使用、保護網設備の取付け等により対処する。
 - (4) 通信設備の確保
 - ① 重要回線の回線構成、切替えによる応急連絡の確保
 - ② 予備電源の強化整備
 - ③ 市との連絡回線の確保
- 3 漏電による出火の防止に関する事項
電気工作物の適正管理を推進して、漏電による出火事故を未然に防止するため、次の具体的な事項について災害発生時における特別強化措置を含む積極的対策を実施する。
- ① 樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置
 - ② 引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
 - ③ 家電機器の正しい使い方PR及び不良電気設備の改修促進
- 4 公衆災害、二次災害の予防に関する事項
公衆災害、二次災害を防止するため、次の対策を実施する。

- ① 各種PR・機関講習会を通じたの予防啓発の実施
- ② 自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立

第3 電気通信施設対策計画

〔実施担当機関：NTT西日本兵庫支店〕

災害対策基本法により会社がとるべき耐水、耐火等防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

1 通信施設の強化

(1) 建物設備

建物は、耐火構造とする他周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

(2) 電力設備

① 停電対策用予備エンジンの設置、設備及び長時間容量蓄電池の設置。

② 電力用各種装置の災害対策の整備充実。

(3) 通信設備

① とう道（共同溝を含む）網の拡充

② 通信ケーブルの地中化を推進

③ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

④ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者伝送路の2ルート化を推進

⑤ 主要な伝送路を多ルート構成又はループ化

⑥ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

2 災害対策用機材

(1) 通信途絶防止用無線網の整備

次のものを整備する。

・可搬型無線機（TZ-403、TZ-403D）、可搬型デジタル無線方式（11P-150M）

(2) 災害対策用機器の整備・充実

次のものを整備する。

① 応急復旧ケーブル

② 非常用可搬形デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

③ 移動電源車、可搬型発動発電機

④ 排水ポンプ

3 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

4 演習内容

(1) 演習の種類

①災害対策情報伝達演習 ②災害復旧演習 ③大規模地震を想定した復旧対策演習

(2) 演習方法

①広域規模における復旧シミュレーション ②事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習

③防災機関における防災総合訓練への参加

第4 市施設対策計画

市の施設については、排水溝の定期清掃の実施、重要施設・設備の浸水対策の実施及び資機材の備蓄、点検等の耐災性能の維持、強化を図る。

第5 立木・街路樹対策計画

立木・街路樹が受ける被害（倒れ、幹折れ、傾斜）のほか、その樹木が電線を切ったり、塀を壊す場合も多いことから、枝おろし等の手入れや措置を講ずるとともに防災関係機関に要請する。

第3節 防災営農計画

1 農業対策

(1) 農業用施設整備

本市の農業用施設は全般的に老朽化したものが多く、また畦畔、護岸等が崩壊・陥没しやすい状態にあることから、町及び営農組合等との連絡を密にし、通水排水能力を確保できるように維持管理に努めるとともに、従来の用水・配水系等を整理統合し、水路・井堰・樋門等を恒久化するよう年次計画に基づき推進する。

(2) 農作物体型の改善

水稻栽培における早生、中生、晩生種の均等導入普及と栽培技術の指導徹底を図り、異常気象による被害を最小限に食い止める。野菜・果樹・園芸作物の防災処置として災害後の代作について栽培技術の普及指導を行う。

(3) 種苗の確保

各農家・営農組合毎に災害に備えて「予備苗の準備、種子の一割備蓄」を徹底するよう啓発・普及に努める。

(4) 農業用資材の確保

農業用資材の農業協同組合・系統機関及び市内各販売店における在庫調査と搬送方法の計画を立て、災害に備えて確保を図る。

(5) 病虫害の防除

ア 病虫害異常発生の蔓延を防止するため、農薬土壌消毒剤の散布の徹底を図るよう普及指導を行う。

イ 管内農業協同組合並びに各農家・営農組合所有の防除器具の状況を掌握し、その配備計画を立てる。

(6) 被害の軽減

平常時から次の事項について、周知に努める。

① 水稻

ア できる限り深水とし、倒伏防止を図る。

イ 倒伏したものは、排水後速やかに刈り取り、乾燥処理を行う。

ウ 穂発芽したものは、排水後速やかに脱穀し、十分に乾燥を行う。

② 畑作

ア 播種直後のものは、豪雨により種子が流されないよう措置する。

イ ビニールハウス・ガラス温室は、ハウス内に風が入り込まないよう防風措置する。

ウ 収穫期に入っているものは、早めに収穫する。

エ つる性のものは、つり下げを行い自這方式とする。

オ 事後処理として速やかに薬剤散布を行い、損傷の回復を図る。

カ 輪作体系を確立し、万一損傷が甚だしいときは、後作対策を確立する。

キ 市は、これらに必要な種苗、農薬、資材の確保に努める。

③ 果樹類

ア 柵付設園は、柵、枝等の補強措置をとる。

イ 収穫期に入っているものは、早めに収穫する。

ウ 柵付設園以外の果樹等については、幹や枝の折れないように支柱の処理をする。

エ 事後処理として、病虫害発生予防等のため、薬剤散布を行う。

第4節 安全避難環境整備計画

1 避難誘導體制の整備

(1) 避難判断基準等の確立

台風、豪雨、長雨等により浸水の危険性が高い地域の把握に努め、地域住民・自主防災組織等との連携により適切な避難誘導を行うため、避難指示等を適切に発令するため、判断基準等の確立を図る。

(2) 危険地域への重点計画

市域の中の河川沿いや急斜面沿いの地域等、あらかじめ予想できる危険地域を対象として、「避難指示等」の伝達に関する体制等を重点とする計画を樹立する。

また、市は、関係機関及び地域における市民・自主防災組織・事業所等のそれぞれの果たすべき役割分担を示し、緊急時の安全な避難活動を行えるように備える。

2 避難所の整備

被災者の住宅に対する危険の予想される場合や住宅の損壊により生活の場が失われた場合に、避難所が一時的な生活の本拠地となるものとして、市は必要な施設、設備の強化に努める。

3 マイ避難カードの普及による市民の避難意識の向上

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図ることとする。

第5節 水防資機材整備計画

1 水防倉庫の位置

水防地区	名称	所在地	管理責任者名
加西消防署内	水防倉庫	加西市北条町東高室 993-1	加西消防署長
加西消防署 加西北出張所内	加西北出張所 水防倉庫	加西市満久町 220	加西北出張所長

2 水防資機材の備蓄数量 (資料編 表-11 P24)

第6節 防災行動力向上計画

第1 訓練計画

1 総合訓練

(1) 実施要領

① 実施時期

大地震、台風、梅雨等に備えて、最も訓練効果のある時期を選び、毎回防災関係機関と協議して決定する。

② 実施場所

市内で総合訓練に適した場所を、毎回防災関係機関と協議して決定する。

③ 参加機関

兵庫県、加西市、防災関係機関、住民、自治会、自主防災組織、小・中学校、市医師会 幼保施設、消防署・消防団、社会福祉協議会、民間協力団体・企業、運送・輸送会社等 アマチュア無線家（クラブ）

④ 訓練想定

市内防災関係機関及び地元住民が一体となって、災害想定により予想される事態に即応した風水害、地震、火災等とするが、毎回防災関係機関と協議し決定する。

⑤ 実施種目

ア 非常召集訓練 イ 災害対策本部設置訓練 ウ 本部運営訓練 エ 情報収集訓練
オ 情報伝達・通信訓練 カ 初期消火訓練 キ 広報訓練 ク 避難誘導訓練
ケ 応急救護訓練 コ 救出救護訓練 サ 道路障害物除去訓練 シ 救援物資輸送訓練
ス 応急給水訓練 セ 仮設住宅建設訓練 ソ 各種復旧訓練 タ 炊き出し訓練

2 水防訓練

(1) 実施要領

① 実施時期

台風・梅雨等に備えて、最も訓練効果のある時期を選び、毎回防災関係機関と協議して決定する。

② 実施場所

市内で水防訓練に適した場所を、毎回防災関係機関と協議して決定する。

③ 参加機関

ア 消防署 イ 消防団 ウ 自治会・自主防災組織 エ その他

④ 訓練項目

○ 訓練内容

ア 水防訓練 イ 非常召集及び部隊編成訓練 ウ 情報収集訓練 エ 情報伝達・通信訓練 オ 広報訓練 カ 避難誘導訓練 キ 救出・救護訓練 ク 道路障害物除去訓練 ケ 各種復旧訓練 コ その他

3 職員の参集訓練

職員の本部、地区連絡所、避難場所の開設等の非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、災害の想定を行い、道路網の寸断、勤務時間内外等の様々な条件を加味したものとするようにし、参集時間の短縮、ノウハウの蓄積に努める。

○ 訓練内容

ア 非常連絡訓練 イ 非常参集訓練 ウ 指令伝達訓練
エ 本部・地区連絡所・避難所開設、運営訓練

4 通信連絡訓練

有線通信の不通・困難な場合において、関係機関の通信連絡の円滑と迅速、確実を期するため防災関係者、アマチュア無線家（クラブ）、運送・輸送業者（協会）の協力を得て実施する。

① 実施事項

ア 災害に関する予報・警報の通知伝達 イ 被害状況報告 ウ 災害応急措置についての報告連絡

② 訓練の種類

ア 通信連絡訓練 イ 非常無線通信訓練 ウ 衛星通信、無線交信訓練

5 自衛隊応援要請訓練

災害時において、円滑に自衛隊への応援要請が円滑かつ迅速に行えるように、自衛隊の協力を得て実施する。

○ 訓練項目

ア 応援要請訓練 イ ヘリポートの開設訓練 ウ 自衛隊受入訓練

第2 調査・研究

1 大雨・台風等の自然災害による被害に関する過去の災害記録を行い、被害の想定や降雨特性等に関する調査の実施をはじめとして、著しく変貌する地域の状況の進展にあわせて、随時総合的な防災特性の把握に努める。

2 調査研究事項

(1) 災害想定

(2) 災害特質と最近の傾向

(3) サイズミックマイクロゾーニング

風水害が発生した場合には、浸水状況、浸水原因等を市民アンケートにより調査し、危険区域の把握に努める。

(4) 洪水ハザードマップ

水防法に基づく洪水ハザードマップに加え、CGハザードマップを利用し、浸水被害を少しでも軽減できるよう市民に対して情報提供に努める。

(5) 地域防災計画への反映

以上及び他の防災機関による研究成果等を十分活用し、今後の防災計画の中に組み入れ、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努める。

3 雨量観測所の位置

観測所名称	所在地	管理者
北条	加西市北条町黒駒	国土交通省 姫路河川国道事務所
加西	加西市北条町横尾	兵庫県 加東土木事務所
中野	加西市中野町	兵庫県 加東土木事務所
加西市役所	加西市北条町横尾	加西市 (H31～)
善防中学校	加西市両月町	加西市 (H29～)
加西中学校	加西市上宮木町	加西市 (H31～)
泉中学校	加西市満久町	加西市 (H29～)

第7節 地盤災害防止計画

第1 宅地災害予防計画

1 宅地造成工事規制区域の指定

加西市における宅地造成工事規制区域の指定状況は下表のとおりであるが、災害が生ずる恐れのある地域について必要と認められる区域については、追加指定を行う。

○ 加西市の宅地造成工事規制区域の指定状況 (資料編 表-7 P10)

2 宅地造成工事規制区域に対する措置

宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事規制区域を指定し、許可又は届出により、宅地造成工事に対する指導を強化するものである。適宜、巡視点検を実施し、無許可及び手抜き宅地造成工事が行われることのないようにするとともに、危険宅地の発見及びそれらに対する勧告、改善命令等の必要な措置を講ずる。また、許可を受け、造成中の宅地については、工事の進捗状況に応じた適切な防災措置が実施されるように指導する。

3 既成宅地に対する措置

既成宅地については、宅地の所有者、管理者又は占有者に安全義務が課せられている。もっとも危険な梅雨期及び台風期に対処するため、平常時より防災パトロールを実施し、市内の危険宅地警戒箇所状況を把握するとともに、必要な防災措置を指導する。

4 危険宅地警戒箇所 (資料編 表-8 P10)

第2 災害危険区域防災計画

この計画は、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険が特に著しい区域を災害危険区域に指定し、住民に対して警戒を促し、建築の禁止、制限を行い、災害の未然防止に努めるためのものである。

1 事業計画

(1) 災害危険区域の追加指定

加西市においては、災害危険区域の指定はされていないが、今後とも災害の危険の著しいと認められる地域については適宜指定を行う。

第3 急傾斜地崩壊対策事業計画

この計画は、集中豪雨・台風等により崖崩れの危険性が高い、急峻な地形をなし不安定な地殻構造、地質条件の箇所付近の、人的・物的被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるためのものである。

1 防止計画

(1) 危険箇所のパトロール

平常時から急傾斜地崩壊危険箇所を巡視し、地域住民に対する崖崩れの危険についての周知徹底と防災意識の普及を図る。

- (2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進
危険度の高い急傾斜地の指定の促進を図る。
- (3) 危険箇所崩壊防止工事
特に危険度が高く、保全人家個数の多い箇所から計画的に急傾斜地崩壊防止工事を行い、災害未然防止に努める。

2 危険箇所及び危険区域指定状況 (資料編 表-3 P4)

第4 地すべり防止計画

この計画は、台風、大雨等による地すべりを未然に防止するためのものである。

1 防止計画

- (1) 危険箇所を巡視するとともに、危険箇所の発見、不法作業等の取締りを行う。

2 防止事業計画

- (1) 台風、大雨等により危険なときは、次の措置を講ずる。
 - ① 気象情報等に注意し、山崎断層周辺及び管内危険箇所のパトロールを行う。
 - ② 応急資材を準備する。
 - ③ 地すべりの危険が予想されるときは、付近住民を事前に定められた場所に避難誘導する。

3 地すべり危険箇所 (資料編 表-4 P7)

第5 砂防防災計画

この計画は、豪雨時に山地の谷合いの集落を、土石流の人的、物的被害から守るため、改良整備を図るものである。

- 1 本市の降雨の傾向は、集中的、局地的な豪雨が多く、土石流による被害が予想される。このような状況に対処するため、土石流対策としてダム工、流路工を重点的に実施する。
- 2 土石流危険溪流箇所 (資料編 表-2 P1)

第6 林地等荒廃防止計画

この計画は、山腹崩壊、崩壊土砂流出及び山火事を未然に防止するためのものである。

1 予防計画

- (1) 林地等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等について、管理者の指導を行う。
- (2) 森林の過伐、乱伐を防止し、肥料木を混植して林地の肥培管理を図り、林材の育成を助長し、地すべり、山地崩壊による災害の発生を防止する。
- (3) 消防署と連携のもと、山火事の防止に努めるとともに、山火事防止について広く市民に対し周知徹底を図る。
- (4) 台風、豪雨、及び長雨等による地盤のゆるみが予想されるときは、次の措置を講じる。
 - ① 気象情報等に注意し、管内危険箇所のパトロールを行う。
 - ② 応急資材を準備する。
 - ③ 山地崩壊等が予想されるときは、あらかじめ定められた場所に避難誘導する。

2 山地に関する防災事業は、年次計画を立て計画的に実施する。

- ① 治山・治水事業及び一般造林事業を推進して林地の保護培養を図る。
- ② 地表の安定を図るため、無立木地には肥料木を植栽する。
- ③ 崩壊防止のため、山脚の安定、溪流勾配の緩和を図り得るような工法に努める。

3 山地災害危険地地区一覧表 (資料編 表-6 P8)

第7 土砂災害警戒区域の災害防止

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき指定された土砂災害警戒区域ごとに次の項目について本計画に定める。

また、警戒避難体制の充実を図るため、市広報、ホームページ、ハザードマップ等を通じて住民への周知を図るとともに、区域内で新たな住宅建築が計画された場合、建築主にその危険性を十分に説明する。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに警報等の発令及び伝達に関する事項
- 2 避難、救助その他警戒区域内における土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項
- 3 指定緊急避難場所等土砂災害に対する安全性が確保された避難場所等の指定に関する事項
- 4 防災マップを活用するとともに、土砂災害の危険区域等から避難するなどの実践的な訓練の実施に関する事項
- 5 社会福祉施設、学校など主に災害時に配慮を要する者が利用する施設のうち、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地とその利用者への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- 6 土砂災害特別警戒区域等 (資料編 表-9 P10)

第8節 ため池防災計画

この計画は、台風及び集中豪雨によるため池の決壊等による災害を、予防するためのものである。

- 1 体制整備

農家、ため池管理者とともにため池管理上必要な知識及び応急措置方法等の修得に努め、防災体制の整備を図る。
- 2 ため池管理
 - (1) 台風・大雨・長雨等により、危険なときは、次の措置を講ずる。
 - ① 気象情報に注意し、それぞれのため池に管理者を配置させる。
 - ② 日雨量 80 mm以上、時間雨量 20 mm以上の降雨がある場合、加西市担当職員等をもって危険ため池を重点に巡視を行う。
 - ③ 応急資材（土嚢、防水シート、杭、縄等）を準備する。
 - ④ 洪水吐の小さな池で危険が予想されるときは、取水施設等を利用し水位の低下を図る。
 - ⑤ 堤防が決壊した場合、土のう等を積み被害の拡大を防止する。
 - ⑥ 市は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。
 - ⑦ ため池管理者は事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。

第9節 防災用無線局整備計画

- 1 兵庫衛星通信ネットワーク

平成5年度に兵庫衛星通信ネットワークにより兵庫県庁、県地方機関、市町、各消防署等を接続し運用を開始した。このネットワークは、衛星回線を通じて、電話・FAX・映像伝達等が可能であり、防災情報の迅速で確実な伝達を行うものである。

 - (1) 気象情報の受信

気象情報（注意報・警報等）は、神戸地方気象台から順次兵庫県企画県民部災害対策局防災情報室を経由して発信されており、気象変化、災害危険予想に今後一層活用する。
 - (2) 操作技術の向上

災害時、特に電気通信が不通となった場合に即時に対応できるよう、定期的に研修を行うとともに、平素から県・他市町との連絡等において活用し、通話・通信技術の向上を図る。
 - (3) 点検・整備計画

災害時に即使用できるよう点検を行い、異常発見時には兵庫県企画県民部災害対策局防災情報室に依頼し、整備を行い非常時に備える。
- 2 防災無線
 - (1) 防災無線整備状況 (資料編 表-12 P25)

(2) 防災無線整備計画

過去の災害の経験等に基づき、陸上移動局等の増設を検討し、一層の防災・救助体制の強化に努める。また、市民への防災及び行政無線を効率的かつ迅速に伝達するため、加西市全域を対象とした防災行政無線システムの導入を行う。

3 市民・企業等の協力

アマチュア無線家（クラブ）及び運送・輸送業者（協会）等との協定により無線通信の確保を進めているところであるが、今後一層の協定締結を推進し、無線通信の確保に努める。

また、協定を締結したアマチュア無線家（クラブ）等の協力のもと、連絡協議会を開催し、非常通信の協力要請の方法、運用方法等について綿密な協議を行うとともに、無線訓練を行い、災害時に円滑かつ迅速に対応できるよう努める。

第10節 鉄道施設防災計画

1 災害を予防するため概ね次の各号の事項について計画実施する。

- (1) 橋梁の維持補修並びに改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) 法面及び土留の維持補修並びに改良強化
- (4) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (5) その他防災上必要な設備改良

2 運転規制

北条鉄道株式会社は、異常気象時には、災害の発生を未然に防止することから、次により運転規制を行う。

(1) 異常気象

① 強風

鉄道部長は風速が15m/秒以上になったと認めるとき、又は危険と認める場合は、次の取扱いを行う。

ア 突風等のため列車の運転が危険であると認めたときは、状況に応じて列車の出発を見合わせる。

イ 留置してある車両に対しては厳重にその転動を防止する手配を行う。

② 暴風雨

列車が運転している最中に暴風雨に遭遇し、列車が危険であると認めたときは、なるべく安全な場所に停止する。

③ 豪雨

鉄道部長は降雨が次の量になったときは、状況に応じ運転中止又は運転規制を行う。

ア 雨量が1時間に20mm以上となったとき。

イ 連続雨量が150mm以上となったとき。

ウ 連続雨量が100mm以上でしかも1時間の降雨量が10mm以上となったとき。

(注) 連続雨量とは、降り始めてから降りやむまでの降雨量をいうが、途中の中断が12時間以内の時は連続降雨量とみなす。

第11節 防災知識普及計画

この計画は、地域住民に対する防災知識の普及を図るとともに、災害対策関係職員の災害時における適正な判断力を養成し、防災体制の確立を図るためのものである。

第1 住民に対する防災思想の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、下記の方法等により防災広報に努める。

1 各種行事による防災知識の普及

① 各種行事による防災知識の普及

防災の日、国民安全の日、ひょうご安全の日等に講演、映画、講習等の行事を通じて一

般住民に広く普及する。

- ② 広報誌等による防災知識の普及
市発行誌、広報かさい等に防災関係事項を随時掲載して地域内の住民に防災意識の高揚を図るとともに、ハザードマップ、パンフレット等により知識の普及に努める。
- ③ 広報車の巡回による防災知識の普及
台風・集中豪雨発生時期等において、広報設備を有する車両等によって地域内を巡回し、広く一般住民に災害予防についての啓発を行う。
- ④ 標語、図画、作文等の募集による普及
児童、生徒及び一般住民から広く募集し、防災意識の高揚を図る。

第2 自主防災組織・自治会等

市防災部局は、消防署及び防災関係機関と協力して、次のとおり自主防災組織・自治会に対する防災知識の普及に努める。

- (1) 各町区長等に対して、自主防災対策マニュアルを作成・配布し、防災知識の普及に努める。
- (2) 災害危険箇所の把握、避難経路の選定等、自主防災組織・自治会等と共同で地域特性に応じた防災マップの作成に努めるとともに、作業を通じて防災意識の高揚、防災知識の普及を図る。
- (3) 防災関係機関の協力を得て、研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織の交流強化を図る。
- (4) 警察、関西電力、NTT西日本等の防災関係機関が、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、防災知識の普及に努めるよう要請する。

第3 職員に対する防災教育

災害応急対策の成否は、職員の心構え及び防災知識が重要な要素となるので、研修・講演会・現地調査等の手段をもって職員の防災知識の周知徹底を図る。

- (1) 新任研修
総務部は新たに市職員として、採用されたものに対して、防災に対する新任研修を実施する。研修は通常の新規採用職員の研修の項目として行う。
- (2) その他の研修、講習会
その他必要に応じて、研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

第12節 自主防災組織等整備計画

この計画は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的かつ組織的な防災組織の整備充実により、防災組織の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るためのものである。

1 地区防災計画の策定等

自治会及び市内に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

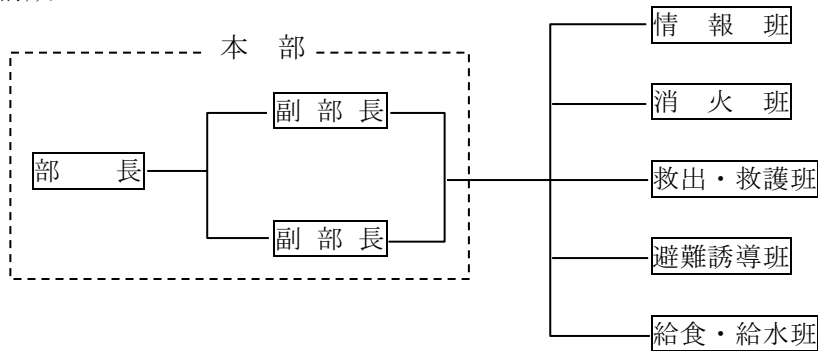
市は、加西市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、加西市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

2 住民による自主防災組織

(1) 組織

地域住民は、地域自治会の活動の一環として防災部等を設けるなど、日頃から防災知識の普及、防災訓練等を行い、自主防災組織の育成・強化に努める。なお、組織づくりは地域の特性に対応したものであることが原則であるが、概ね次を基本とする。

組織構成



① 本部・各班の任務

本 部
<p>【日 常】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規約や年間活動計画及び予算、決算 ・ 総会、役員会の開催 ・ 防災訓練の計画立案（消防署・消防団との調整） <p>【災害発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各班の指揮及び調整 ・ 防災関係機関との情報連絡ルートの確保 ・ 被害状況の迅速かつ的確な掌握 ・ 防災関係機関への情報提供

情報班
<p>【日 常】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動（住民へのチラシの発行、講演会等の開催） ・ 被害状況の把握方法の研究及び手法の確立 ・ 防災関係機関への情報の伝達方法の研究及び手法の確立 <p>【災害発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デマ、混乱防止を目的とした広報活動 ・ 消火活動への協力の呼びかけ ・ 被害状況の把握と集約 ・ 避難指示など防災関係機関からの重要な情報の住民への周知

消火班
<p>【日 常】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火機材の操作習熟 ・ 用具、資機材等の保守点検 ・ 消火訓練の計画立案（消防署・消防団との調整） <p>【災害発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火 ・ 防災関係機関（特に消防署、消防団）の指示に従った行動

救出・救護班

【日 常】

- ・地域の高齢者、障害者、外国人等の方々の支援方法の研究及び手法の確立
- ・負傷者の救出や搬送の手法の研究、確立
- ・救出用具や救急用品の整備

【災害発生時】

- ・負傷者の救出、医療機関等への搬送等の救護活動
- ・地域の負傷者の発生状況の把握
- ・高齢者、障害者、外国人等の安全確認

避難誘導班

【日 常】

- ・避難ルート及び集合場所の決定、安全点検
- ・地域内の危険個所の調査と安全対策
- ・避難場所の運営方法の研究
- ・高齢者、障害者、外国人等の避難誘導の方法の研究、手法の確立（救出・救護班との連携方法の確立）

【災害発生時】

- ・避難ルートの安全確認及び避難ルートの確定
- ・避難開始の決定のための情報収集と防災関係機関及び住民への提供
- ・避難誘導（高齢者、障害者、外国人等へのアプローチ）
- ・避難途上の安全の確保（先導隊による危険の排除）
- ・避難場所の運営及び秩序や衛生の維持、苦情や各種問題の処理
- ・避難場所での防災関係機関との連携

給食・給水班

【日 常】

- ・地域で行う給食給水、救援物資等の配布の方法の研究
- ・備蓄食料品の管理
- ・炊き出し及び給水用資機材の保守、点検

【災害発生時】

- ・炊き出しの実施
- ・救援物資の配布
- ・避難場所での炊き出しや物資配布
- ・高齢者、障害者、外国人等へのケア

(2) 育成・強化の促進

① 組織の育成

平成7年度に自主防災部会の組織化・運営マニュアルを作成し、各町区長に配布、平成17年度に市内全町に自主防災組織が結成された。

それに伴い、今後も地域住民に対し組織の必要性、防災知識・防災思想の普及について積極的かつ計画的に広報活動、映画・ビデオ等を活用し育成を図るとともに、女性や若者の地域防災活動への参画を促進し地域防災リーダーの育成を行う。また、防災関係機関の協力を得て、活動・訓練についての助言、あるいは援助を行うことにより、自主防災組織の持続的な運営、資機材の整備・強化を応援する。

② 自主防災組織への助成

自主防災組織の運営を円滑にするため、「加西市自主防災組織補助金等交付要綱」及び「加西市消防防災施設整備事業補助金交付要綱」に基づき、各種訓練及び資機材の整備に必要な費用を補助する。また、自主防災組織における土嚢の備蓄を図っていく。

③ 地域における相互協力の促進

自主防災組織による地域防災活動を実効あるものにするために、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など、組織間の連携を促進する。また、地域内に社会福祉施設等の

災害時要援護者の通所・入所施設を有する自主防災組織については、災害時の介護・避難の援助、所有食料・備蓄物資の提供等を骨格とする相互応援協定を締結するよう推進する。

④ 市民救命士の育成

市民に対し、救命に対する知識習得の重要性の啓発に努めるとともに、講習により市民救命士の育成を図る。

第13節 要配慮者予防計画

この計画は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者、乳幼児、日本語を解さない外国人等で避難の際に何らかの介助支援を必要とする者は、災害発生時において被害を受ける可能性が高いため、「福祉のまちづくり」を基本的かつ恒久的な施策として位置づけ、可能な限り自力避難が可能な環境条件を整備するとともに、必要な措置、指導等を行い、地域ぐるみでの支援体制の確立を図るための計画である

第1 基本的事項

「要配慮者」とは、災害に対し自分の身体・生命を守るため、安全な場所に避難するために支援を必要とする者をいう。このような観点から、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病弱者、高齢者のほか、乳幼児や日本語を解さない外国人、加西市の地理に不案内な市外からの来訪者等が想定される。また、その中で自力避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人を「災害時要援護者（避難行動要支援者）」として想定し、以下のような基本的な考え方にに基づき、災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を実施する。

- 1 地域住民は、「災害時要援護者（避難行動要支援者）」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
- 2 地域住民は、災害時要援護者（避難行動要支援者）自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から配慮する。
- 3 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保に努める。
- 4 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な資機材の確保に留意する。
- 5 市は、「加西市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、障がい者や要介護高齢者等の災害時要援護者（避難行動要支援者）の実態を把握するとともに、平常時から地域住民との連携を図れるよう配慮する。
- 6 市は、介助を必要とする避難行動に対して、災害時要援護者（避難行動要支援者）と健常者との共生に配慮しながら、総合的な立場からの指導を推進する。

第2 保健・医療・福祉対策

(1) 福祉のまちづくり

支援体制づくりを実現するため、市民相互の連携はもとより、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員活動、各種相談員活動、社会福祉協議会相互の連携の充実に努める。

あわせて、高齢者、障がい者等が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等において安全で快適に利用できるよう、施設の改善、整備にあたっては、関係方面の協力を求め、住みよく行動しやすいまちづくりを推進する。

(2) 災害時の保健医療福祉対策

① 策定の趣旨

災害発生時において、保健・医療・福祉の諸対策が関係機関・団体等の連携のもとで、迅速かつ効果的に展開できるよう、住民一人ひとりが自分の命・健康を守るセルフケアを基本に据えた地域保健のシステムを構築することを目標とする。

② 行政の取組み

行政は、災害発生時において、災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難が確実に達成されるとともに、適切な支援が図れるよう、関係機関・団体等の連携の構築を図る。

また、「加西市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する災害時要援護者（避難行動要支援者）に関する情報を把握し、要援護者台帳（災害対策基本法第49条の10「避難行動要支援者名簿」に相当）を整備しておくこととする。また、要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）については、地域における災害時要援護者（避難行動要支援者）の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとするとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

災害時の避難支援等に活用するため、要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）を関係部局で共有するとともに、本人の同意を得て、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、消防、警察、社会福祉協議会等に提供し、情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。また、自主防災組織、自治会等は地域における支援体制の整備に努め、要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなど避難に係る個別の支援計画（個別避難計画）の策定に取り組むこととする。

さらに、災害時要援護者（避難行動要支援者）の身体状況等によって通常の避難所では対応できない場合に備えて福祉避難所等の確保に努めることとする。

③ コミュニティを基盤とした住民主体の取り組みの推進

ア 防災に関する学習等の充実

市民の防災意識の普及・高揚や指導者の育成を図るため、県や教育機関等とも連携を密にし、防災学習や各種啓発活動を推進する。

イ 自主防災組織等の育成

自分の命・自分のまちは自分が守るということを基本に、平時から地域・家庭・職場等での防災への積極的な取り組みを促進するとともに、自主防災組織などの自主的・実践的な活動を支援し、ネットワークづくりや消防団との連携強化を図るなど、地域の防災コミュニティ意識を高める。また、あったか班長と自主防災組織・自治会等との連携を強化し、平素からの見守り活動と支援体制の整備に努める。

④ 見守り活動と支援体制の整備

ア 友愛訪問活動

a あったか班長・隣保長

月一回、各隣保の見守り活動を行い、日頃から障がい者・虚弱者等を把握し、保健福祉サービスの提供や相談が必要な人を民生委員に連絡する。

b 民生委員

あったか班長・隣保長の連絡により、個別訪問を実施する。必要な場合は地域包括支援センター又は一時相談窓口へ連絡する。

c 地域包括支援センター

情報提供及び必要に応じて災害時要援護者（避難行動要支援者）に対し市内訪問介護事業所に対し、訪問介護員の派遣を要請する。

イ いきいき委員会

緊急時に備え、あったか班長が自分の受持の隣保の状況を自主防災組織の役員への情報提供に努めるとともに、避難誘導・搬送の訓練を実施するなど、自主防災組織とともに防災意識の高揚に努める。

ウ はつらつ委員会

保健師等の参加を得て、地域の保健福祉問題の検討を行うとともに、助け合いのまちづくり、かかりつけ医師の普及について啓発に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

災害関係機関は、災害時要援護者（避難行動要支援者）も参加した訓練の実施や、研修会を通じた防災知識の普及啓発や支援に必要な人材の育成に努めるものとする。

(4) 緊急通報システムの活用

在宅の災害時要援護者（避難行動要支援者）のため、緊急通報システムの活用を図ると

ともに、正しい使い方について指導を行う。

- (5) 市民へのPRの徹底
「広報かさい」等により、介助支援を必要とする者をはじめ、家族、地域住民に対する防災について指導・PRの徹底を図る。
- (6) 障がい者への情報伝達体制の整備
通常の音声、言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。
- (7) 災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言
市は、災害時要援護者が利用する施設における地震を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合には、指導・助言を行うこととする。また、避難訓練についても、水害、土砂災害を含む避難訓練を定期的に行えない場合には、指導助言を行う。
- (8) 要配慮者利用施設の避難確保計画策定
土砂災害警戒区域内又は浸水区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害又は水害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を作成し、それに基づき、原則年1回以上の避難訓練を実施するものとし、計画策定および訓練実施について市へ報告を行う。

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設一覧

(令和3年12月)

	施設名	所在地	電話番号	想定水深	浸水想定対象河川	土砂災害警戒区域
1	善防公民館	戸田井町 388-10	48-2643	—	—	土石流
2	善防園	西笠原町 172-142	48-3999	—	—	土石流
3	下里小学校	西笠原町 172-1	48-2009	—	—	土石流
4	加西特別支援学校	西笠原町 172-50	48-2304	—	—	土石流
5	西在田小学校	上道山町 47-1	44-0049	0.5～3m	若井川	急傾斜地の崩壊
6	西在田学童保育園	上道山町 47-1	44-2310	—	—	急傾斜地の崩壊
7	小規模多機能型 居宅介護どこいしょ	若井町 1001-1	44-8010	—	—	土石流

第3 市外からの来訪者及び外国人への対策

- (1) 誘導標識、避難場所案内板等
地理不案内な市外からの来訪者及び外国人の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難場所案内板等については、地図及びローマ字併記とするよう検討する。
- (2) 広報活動・防災訓練等
広報活動、広報誌の発行、防災訓練等について、市内在住の外国人の国籍を常に把握し、需要に応じた英語・中国語・ポルトガル語等での実施を推進する。また、外国人向けの防災マニュアルの作成を検討する。
- (3) 市内の観光・レクリエーション・宿泊施設・飲食店等への対策
市内の観光・レクリエーション・宿泊施設及び飲食店へ、市外からの来訪者等が安全に避難できるように避難場所・避難経路を示した地図を配布するとともに、常備することを指導する。また、非常時での自主防災組織、自治会等による当該施設への配慮、及び施設責任者・自衛消防隊等への避難誘導體制の整備について指導する。